事例No.	210
公表年度	H28
団体の属性	中核市
団体名	兵庫県尼崎市

事例区分	公営企業

タグ	・電気事業 ・（公営企業）その他 ・公共施設活用

事例種類	事業廃止

事例内容・タイトル

ごみ発電の一般会計への移行

出典

公営企業の経営のあり方に関する研究会

〔民間譲渡〕水力発電の民間譲渡（三重県）②

4. 譲渡の課題

○ 設備の仕様について差異があり、譲渡可能な状態とするため、設備等を修繕・改良する必要があった。
○ 渇水時の水運用等の地域貢献の内容について複数の関係者間で調整が必要なものがあった。

中部電力が着目した点

○ 設備の状況（図面、主要機器の修繕・改良工事の記録等）、維持管理方法（水利使用規則、用地の権利・義務関係等）、収益関連（年間実績電力量、資産データ、補償費の件名と支出実績等）を調査。
○ 水利権譲受に伴う利水者や地元の方々の同意取得に困難を伴う等の可能性があるため、その権利関係・現状についても着目。

5. その他

○ 民間譲渡について、議会で決まったこともあり、議会の反対はなし。
○ 地元関係者からは民間事業者に譲渡した場合、これまで三重県が行ってきた発電所の水運用や地域の関わりが存続されるのか、等の不安がよせられた。説明会等の場で地元関係者の不安を取り除くことに尽力。
○ 譲渡後１年経ったが、今のところトラブルなし。

〔事業廃止〕ごみ発電の一般会計への移行（兵庫県尼崎市）

資料１－19

1. 検討の背景及び経緯

○ 平成12年４月１日にごみ処理施設の熱を有効活用するため、廃棄物発電事業費会計を設置し、発電事業をスタート。
○ 特別会計による事務負担がある一方、利益剰余金について一般会計に繰り出しを行って一般財源として活用しており、一般会計の事業として行えば事務負担が軽減され、かつ利益剰余金の活用にも変更がないことから、公営企業として継続していくか検討を開始。
○ 検討の結果、平成27年３月31日、公営企業としては廃止し、一般会計の事業として行うこととなった。

2. 廃止の効果

・経理処理について事務負担が軽減された。
・発電による収入の一部は環境基金に積み立て、環境施策に充てることとなった。

＜焼却施設の概要＞

	第１工場	第２工場
形式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ炉）	
処理能力	150トン／日	480トン／日
発電能力	最大2,600キロワット	最大14,100キロワット
運転開始	平成12年4月	平成17年4月